

令和5年3月10日

指名停止措置について

長浜水道企業団指名停止基準に基づき、次のとおり指名停止とする。

1. 指名停止業者

(1) 大阪府吹田市江坂町1丁目23番26号

水道機工株式会社 大阪支店 支店長 上村剛弘

(2) 大阪府吹田市江坂町1丁目23番5号

株式会社水機テクノス 大阪営業所 所長 佐渡島 英治

2. 指名停止の期間

令和5年3月10日から令和5年9月9日まで（6箇月）

3. 指名停止の理由

長浜水道企業団指名停止基準第3条及び別表第2第10項（2）に該当
（建設業法違反）

水道機工株式会社および株式会社水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を管理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止命令を受けたため。

長浜水道企業団指名停止基準

別表第2（第3条関係）

不正行為に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間 |
|---------------------------------------|------|
| (建設業法違反) | |
| 10 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等を受けたとき。 | |
| (1) 逮捕または逮捕を経ないで公訴を提起された場合 | 12箇月 |
| (2) 営業停止処分を受けた場合 | 6箇月 |
| (3) 指示処分を受けた場合 | 3箇月 |